生駒市災害時要援護者避難支援プラン

生駒市

平成 22 年 9 月

目　次

第１章 総 則 1

１ 趣旨 1

２ 位置づけ 1

３ 基本方針 1

４ 構成 2

第２章 避難支援体制の構築 2

１ 支援体制の整備 2

２ 関係機関の役割 3

第３章 要援護者情報の把握・共有 4

１ 要援護者リストの作成 4

２ 要援護者リストの対象者（要援護者の要件） 4

３ 情報の収集 4

４ 要援護者リストの適正管理 6

第４章 個別支援計画の作成と要援護者登録制度 9

１ 個別支援計画の作成 9

２ 個別支援計画の対象者 9

３ 個別支援計画の内容 9

４ 個別支援計画の適正管理 10

５ 要援護者登録制度 10

第５章 避難準備情報等の発表 14

１ 避難準備情報 14

２ 避難準備情報等の発表･発令の判断基準 14

第６章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施 15

１ 情報伝達 15

２ 避難誘導 16

３ 安否確認 18
第７章 避難所における支援体制 19
１ 避難所の開設..... 19
２ 福祉避難所の設置..... 19
３ 運営における留意事項..... 20

生駒市災害時要援護者避難支援プラン

第１章 総 則

１ 趣旨

生駒市災害時要援護者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）は、市域において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）、避難のために必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する要援護者（以下「要援護者」という。）の生命、身体を守るため、防災部局のほか地域組織及び福祉関係団体並びに医療機関等（以下「支援機関」という。）が協力して迅速かつ的確な避難支援を図るため、市が策定するものである。

２ 位置づけ

この避難支援プランは、生駒市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の第２編第３節第６項に規定する要援護者の安全確保に関連して作成するものであり、災害予防計画及び災害応急対策計画を具体化したものである。

《 生駒市地域防災計画における位置付け 》

第２編 基本計画		
第１章 災害予防計画	－ 第３節 防災環境の整備	第６項 要援護者の安全確保
第２章 災害応急対策計画	－ 第７節 被災者救助に関する計画	第８項 要援護者対策

３ 基本方針

（１） 対象とする者

要援護者とは、一般的には高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病者、外国人及び入院中の患者等をいう。（参考：地域防災計画－基本計画第６項Ｐ７１）

要援護者の中には、家族との同居にある日常的に特定の者からの支援を受けられる状況にある者も相当数含まれている。

この避難支援プランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の者を要援護者として位置づけて、避難支援を重点的かつ優先的に進める。

（２） 対象とする地域

この避難支援プランの対象地域は、本市全域とするが、実情に合わせた効果的な整備を進めるうえで、地域防災計画に掲載する土砂災害危険箇所及び警戒区域等、浸水想定区域に対する避難対象地域等の災害の危険性がある箇所又は区域（以下「災害危

険区域等」という。）など、特に被災リスクの高い地域を重点的かつ優先的な対象地域とする。

（３） 対象とする災害

この避難支援プランで想定する災害は、本市において風水害、土砂災害とする。また、市内全域に重大な被害をもたらすおそれのある地震災害や、その他の災害においても、この避難支援プランに準じた対応を実施するものとする。

４ 構成

この避難支援プランは、要援護者の避難支援に関する全体的な考え方を示した「全体計画」と、要援護者一人ひとりに対する支援方法等を示した個別計画（以下「個別支援計画」という。）によって構成されるものである。

第２章 避難支援体制の構築

１ 支援体制の整備

（１） 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援プランの円滑な運用を図るため、防災担当部局と協力して要援護者の避難支援のための業務を推進するものとする。

日頃から要援護者リストや個別支援計画の作成、管理を行うとともに、要援護者本人やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。

また、災害時には「要援護者対策班」を編成して、情報の収集や伝達に努め、支援を受けられない要援護者に対して必要な避難支援が実施できる体制を整備する。

（２） 地域における避難支援体制の整備

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、日頃から地域の要援護者の所在や状態について把握するとともに地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して要援護者の避難支援が実施できる体制の整備に努める。

（３） 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制の整備

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の対応方法を定めておくとともに、災害時には自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努める。

２ 関係機関の役割

（１） 市の役割

① 要援護者の把握と個別支援計画の作成・管理

② 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備

③ 支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立

④ 一般の指定避難所における要援護者に配慮した設備の改善

⑤ 一般の指定避難所では対応が困難な要援護者を収容できる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定

⑥ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備

⑦ 要援護者の避難支援に関する知識の普及啓発

⑧ 要援護者参加型の防災訓練の企画・実施

⑨ 避難準備情報等の発表及び伝達

⑩ 災害時における避難支援

⑪ 災害時における要援護者の避難状況の把握及び安否確認

⑫ 災害時における難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力

⑬ 災害により保護を要する障がい児(者)等の把握及び措置

⑭ 避難所における要援護者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

（２） 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員の役割

① 要援護者の把握及び調査への協力

② 個別支援計画の作成、更新作業への協力

③ 個別支援計画作成（要援護者登録）への働きかけ

④ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

⑤ 避難所における要援護者の心のケア

⑥ 災害時における避難行動の支援

（３） 消防団の役割

① 災害時における避難準備情報等の伝達

② 災害時における避難行動の支援又は救助

第３章 要援護者情報の把握・共有

１ 要援護者リストの作成

市は、市域における要援護者の全体像を把握するため、一般的に要援護者といわれる者のうち、主として支援が必要な対象者として考えられる高齢者、障がい者、難病患者等について、市の福祉関係課から収集した情報と、民生委員・児童委員による調査結果や関係機関から収集した情報により要援護者リスト（以下「要援護者リスト」という。）を作成する。

なお、妊産婦、乳幼児、外国人については、対象となる者の移り変わりが著しいことから、市の関係部課において支援が必要な状況にある者の把握に努めるものとする。

２ 要援護者リストの対象者（要援護者の要件）

要援護者リストの対象者は、次に掲げる者のうち在宅の者とする。

① 70 歳以上のひとり暮らし高齢者

② 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する要介護認定において、要介護３以上の認定を受けている者

③ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号身体障害者障害程度等級表の１級・２級の者

④「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けているＡ判定の者

⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成 7 年法律第 94 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級の者

⑥ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者

⑦ 前各号に準じる状態にあって、自ら要援護者であることを申し出た者

３ 情報の収集

（１） 市による情報の収集

市は、要援護者リストを作成するため、生駒市個人情報保護条例第７条第３項の規定に従い、福祉関係課が保有する次に掲げる台帳から要援護者の要件に合う者の情報を収集する。

① 住民基本台帳

② 高年齢者台帳

③ 要介護認定台帳

④ 身体障害者更生指導台帳

⑤ 療育手帳交付台帳

⑥ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

⑦ 市の関係部課において支援が必要な状況にあると判断している者

（２）関係機関の協力による情報の収集

市は、次に掲げる関係機関の協力で行う調査等により要援護者の情報を収集する。この調査等は、１号様式「災害時要援護者調査票」を用いて行うものとするが、収集する情報の項目を満たす独自の様式等を利用することもできる。

① 民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者世帯への訪問調査

② 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの情報の提供

③ 郡山保健所が所管する特定疾患医療受給者台帳に基づく情報の提供

④ 障がい者団体からの情報の提供

⑤ その他必要に応じて実施される情報の提供

⑥ ごみ収集（まごころ収集）

（３） 収集する情報の項目

要援護者リストに記載する要援護者の情報は、次のとおりとする。

① 小学校区

② 要援護者の要件区分（介護・障がい状況）

③ 氏名　続柄

④ 性別

⑤ 生年月日（年齢）

⑥ 住所

⑦ 電話番号（ひとり暮らしの場合のみ）

⑧ 世帯構成（氏名、続柄、性別、年齢）

⑨ 緊急連絡先（ひとり暮らしの場合のみ）

⑩ 災害時における避難に関する事項

⑪ ひとり暮らし情報（民生委員、主治医、通院、健康状態、食生活等）

⑫ 住民コード

⑬ その他の特記事項

４ 要援護者リストの適正管理

（１）保管及び使用の制限

市は、要援護者リストを電子計算組織上に電子データ化して保管し、次に掲げる目的にのみ使用できる。

１）要援護者の把握及び情報の更新

２）要援護者登録制度への登録促進

３）安否情報の確認

（２） 情報の更新

要援護者リストの適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。

要援護者リストは、時期を定めて年１回以上、これを行うものとする。また、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努める。

（３） 情報の共有

要援護者リストに記載する情報は、市の防災関係課においても共有するものとする。

また、関係機関の協力による調査等の対象者に関する情報については、その関係機関との間に限り共有することができる。

なお、要援護者リストに記載されている内容には個人情報が含まれることを考慮し、法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外と情報を共有する場合、情報の提供を受ける関係機関は、２号様式「災害時要援護者情報に係る秘密の保持に関する誓約書」を市に提出するものとする。

１号様式

災害時要援護者調査票

記入日：平成　　年　　月　　日

【対象者】

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td></td><td rowspan="4">抽出理由</td><td rowspan="4">□ 70 歳以上の一人暮らしの方
□ 要介護（3以上）
□ 障がい者手帳
（身体1・2級、療育A、精神1級）
□ 難病患者
□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td></tr>
</table>

■あなたのご加入の自治会名をご記入ください。　　**自治会**

■あなたは、風水害や土砂災害などが発生し、避難しなければならない場合、自分ひとりで、または、家族や知人などの手助けをかりて近くの避難場所（別紙）へ避難できますか？次の**1か2のいずれかに**〇をしていただき、福祉支援課あてにご返送ください。

１．避難できる（避難支援員の選定を希望しません）

その理由は、（次のアからウのいずれかに〇をしてください）

ア　自分ひとりで避難できるから。

イ　同居している家族の手助けで避難できるから。

ウ　近隣の親族や知人などの手助けで避難できるから。

⇨　この調査票だけをご返送ください。

２．避難できない（避難支援員の選定を希望します）

⇨　この調査票と３号様式をご記入のうえご返送ください。

※後日、自治会役員や民生委員の方が、３号様式の裏面に記載いただいた内容等の確認や避難支援員の選定について、ご自宅まで聞き取りにうかがいます。

２号様式

災害時要援護者情報に係る秘密の保持に関する誓約書

生駒市長 あて

私は、生駒市災害時要援護者避難支援プランに基づく災害時要援護者に係る個別支援計画の作成、共有に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び奈良県個人情報保護条例（平成 12 年奈良県条例第 32 号）並びに生駒市個人情報保護条例（平成 10 年条例第 1 号）の趣旨を尊重して関係規定を遵守するとともに、提供のあった情報については他への漏洩及び私的利用はしないことを堅く誓います。

平成　　年　　月　　日

住　　所：

代表者名：　　㊞

第４章 個別支援計画の作成と要援護者登録制度

１ 個別支援計画の作成

市は、要援護者の避難誘導を迅速かつ的確に行うため、要援護者本人又はその家族等とともに、個々に対応する避難支援員や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別支援計画を作成する。

個別支援計画は、市が、要援護者リストを活用した要援護者への聞き取り調査を基本としながら、自ら若しくは民生委員・児童委員又はその他の関係機関に協力を依頼して作成する。

また、要援護者自らの申し出による作成（手上げ方式）や、第三者から提供される情報をもとに実施する調査に基づいて作成することもできる。

２ 個別支援計画の対象者

個別支援計画は、要援護者リストに登載された要援護者のうち、次に掲げる者について重点的かつ優先的に作成する。

① 災害危険区域等に居住する者
② 同居又は同一敷地内に家族がいない者
③ 利用している福祉サービス提供施設等からの災害時の支援がない者
④ 家族など身近にいる者のみでは十分な支援を行えない者
⑤ 夫婦がともに障がい者のみの世帯の者
⑥ 前各号に準じる状態にある者

３ 個別支援計画の内容

個別支援計画書には、要援護者リストに記載された項目と併せて避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

① 加入している自治会名（未加入の場合は、管轄の自治会名）
② 避難支援員
③ 支援方法
④ 緊急通報システム設備の有無
⑤ かかりつけの医療機関
⑥ 携行する医薬品等
⑦ 情報伝達での留意事項
⑧ 避難誘導時の留意事項
⑨ 避難先での留意事項

⑩ 支援者への情報提供に関する同意の確認

4 個別支援計画の適正管理

（1） 保管及び使用の制限

市は、要援護者に関して収集した情報を要援護者リストに追加するとともに、作成した個別支援計画を台帳として整備し、福祉関係課において保管する。

なお、市及び支援者は、個別支援計画を要援護者の避難支援に関する目的以外に使用してはならない。

（2） 情報の更新

個別支援計画の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。

市の福祉関係課は、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、要援護者本人及び避難支援員による確認のもとで随時に追加や修正を行い、常に計画の内容を適正に保つよう努める。

（3） 情報の共有

個別支援計画に記載された情報は、市及び要援護者本人のほか、要援護者本人又はその家族等が情報提供に関して同意した避難支援員又は支援機関で共有する。

（4）緊急時の情報提供

災害時において要援護者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者又は機関に対してリスト及び個別支援計画の情報を提供できるものとする。

5 要援護者登録制度

（1） 災害時要援護者台帳の作成

市は、避難支援体制を整備するため、要援護者リストの対象者に「災害時要援護者調査票」、「災害時要援護者台帳登録申請書兼個別支援計画書」等を発送し、制度に関する周知とともに、災害時要援護者台帳の登録への意思確認、個別支援計画書における個人情報の、関係機関への情報提供に関する要援護者本人や家族の同意をもって災害時要援護者台帳（以下「台帳」という。）を作成する。

（２） 台帳の情報共有及び管理

市は、要援護者本人や家族からの個人情報提供に関する同意を得た、地域の支援機関等と情報を共有する。

台帳の情報共有について、生駒市個人情報保護条例の規定に準拠し、誓約書の提出により、要援護者情報の漏えい防止に努め、適正に管理するとともに、取り扱いについて十分注意するものとする。

（３）台帳の情報更新

市は、年１回、台帳の情報更新を行うとともに、災害時要援護者リストに変更があった場合、または、地域の関係機関から災害時要援護者情報等の変更の届け出があった場合、適宜、最新の情報に更新する。

（４）登録窓口の設置

市は、要援護者自らの申し出（手上げ方式）により個別支援計画の作成ができる要援護者登録制度（以下「登録制度」という。）を設ける。そのため、市の福祉関係課に登録窓口を設置するものとする。

登録は、３号様式「災害時要援護者台帳登録申請書兼個別支援計画書」の提出によって行うものとする。

３号様式（表）

災害時要援護者台帳登録申請書 兼 個別支援計画書

記入日：平成　　年　　月　　日

生駒市長　宛

私は、災害時要援護者台帳への登録を申請します。また、同台帳及び個別支援計画書（裏面）に記載する情報を市の関係部署や下記の情報提供先（関係機関等）へ提供することに同意します。

登録者氏名（自署）	㊞	電話（自宅）	
		電話（携帯）	
		ＦＡＸ	

※「登録者氏名」の欄にご本人が記入できない場合は、以下の欄に代理の方（配偶者、扶養義務者等）がご記入ください。

代理人氏名　　㊞　（登録者との関係：　　）

代理人住所　　電話番号（ＦＡＸ）

【登録者】

ふりがな		抽出理由	□ 70 歳以上の一人暮らしの方 □ 要介護（3以上） □ 障がい者手帳 （身体1・2級、療育A、精神1級） □ 難病患者 □ その他（　　）
氏　　名			
住　　所			
生年月日			
性　　別			

【情報提供先】

この用紙に記入されている情報は、市の関係部署のほか、次の関係機関やお住まいの地域の支援関係者に提供します。個人情報は、災害時の要援護者支援目的以外に、外部提供することはありません。

- 消防本部
- 社会福祉協議会
- 自治会（自主防災会）
- 民生委員・児童委員
- あなたの避難支援員

裏面もご記入ください　⇒

３号様式（裏）

―個別支援計画書―

【必要な支援】

必要な支援 （希望する項目に〇を付けてください）	１．「避難情報の伝達」（伝達方法に配慮が必要な方） ２．「避難行動の支援」（自力でも家族でも対応が困難な方） ３．上記１、２の両方
特記事項 （避難する場合において配慮すべき事項）	（記入例）・耳が聞こえにくいため、大きな声でお願いしたい。 ・足が不自由なため、移動は車いすや介助が必要。など

【緊急時のご家族等の連絡先】

1	住　　所		登録者との関係	
	ふりがな		電話（自宅）	
	氏　　名		電話（携帯）	
2	住　　所		登録者との関係	
	ふりがな		電話（自宅）	
	氏　　名		電話（携帯）	

【その他の情報】

かかりつけの病院	
必要なお薬	

これより下は記入しないでください。

【避難支援員】

避難支援員となっていただく方は、別紙「Q&A」をごらんのうえ、役割をご理解いただきますとともに、この【避難支援員】の欄に記載する情報を市の関係部署及び表面の情報提供先（関係機関等）へ提供することに同意のうえ、自署でご記入ください。

自署で記入です	住　　所			
	ふりがな		電話（自宅）	
	氏　　名		電話（携帯）	

自署で記入です	住　　所			
	ふりがな		電話（自宅）	
	氏　　名		電話（携帯）	

第５章 避難準備情報等の発表

１ 避難準備情報

市は、あらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、要援護者が避難行動を開始するための情報、又は避難支援員が要援護者への支援を開始するための情報として「避難準備情報」を発表する。

２ 避難準備情報等の発表･発令の判断基準

市は、雨量情報や気象情報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の災害関連情報と、避難行動に適切な時間帯等とを総合的に判断して、生駒市地域防災計画に基づき避難準備情報や避難勧告又は避難指示（以下「避難準備情報等」という。）を発表又は発令する。

《 避難準備情報等の発表又は発令の要件 》

区分	発表又は発令の要件	住民に求める行動
避難準備情報	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要援護者のかたがたにいち早く安全な場所に避難していただく必要があると認めたとき（市の避難基準に準ずる）	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援員は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき（市の避難基準に準ずる）	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき（市の避難基準に準ずる）	・避難勧告等の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

第６章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

１ 情報伝達

（１） 情報伝達体制の整備

１）市

市は、災害時における避難準備情報等や災害関連情報について、要援護者本人のみならず、その家族や避難支援員に対しても広く周知を図る必要がある。また、発生しうる電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

特に、直接的な情報伝達のために携帯メールサービスの普及に努めるとともに、災害危険区域等に重点を置いた同報系防災行政無線の整備を検討する。

また、提供する情報については、聴覚障がい者や外国人にも配慮して外国語や文字放送を行うなど情報発信での支援を行うよう努める。

《 多様な情報伝達手段の確保 》

情 報 伝 達 手 段	音声	文字
市の広報車による広報	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
ケーブルテレビ、市政広報番組ラブリータウンいこまへの情報提供による放送	○	○
携帯メールサービス（奈良県防災・防犯メールサービス等）		○

市は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の災害危険区域に在り、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、生駒市地域防災計画において「要援護者関連施設」として規定し、電話又はファックスを用いて、避難準備情報等や災害関連情報を伝達するとともに、地域防災計画の要綱に基づいて、当該地区の自治会等に対しても同様に避難準備情報等や災害関連情報を伝達する。

２） 避難支援員及び関係機関

避難支援員や要援護者を支援する関係団体等は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を確実に取得するため、携帯メールサービスの積極的な導入を進めるとともに電話連絡網等による情報伝達体制の整備を図る。

（２） 情報伝達の実施

１）市

市は、避難準備情報等や災害関連情報を発表したとき及び避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行う。

２）避難支援員

情報伝達を行う避難支援員は、市や防災関係機関が発表する情報を入手し、又は情報の伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する要援護者本人又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧める。

また、避難準備情報等が発表された場合は速やかな避難を促すものとする。

３）関係機関

要援護者を支援する関係団体等は、要援護者の様子を電話又は直接訪問によって確認し、台風等が接近していることなどを伝えるとともに、避難準備情報等が発表されているときは避難の開始を促し、自ら避難できるものに対しては早期の自主避難を勧める。

２ 避難誘導

（１） 避難誘導体制の整備

１）市

市の要援護者対策班は、避難準備情報等の発表の状況や避難所の開設状況を把握し、支援者や要援護者を支援する関係団体等からの照会や支援実施の連絡に迅速に対応するほか、公用車両の待機、避難所等との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にするなどして迅速かつ的確な避難誘導が実施できる体制を整備する。

２）避難支援員

避難誘導を行う避難支援員は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を確実に取得するため携帯メールサービスなどの積極的な導入を進めるとともに、常に担当する要援護者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。

３）関係機関

要援護者を支援する関係団体等は、組織内に要援護者支援のための班を編成し、自らが保有する資機材や福祉車両を準備するなどして、必要に応じて迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。

（２） 避難誘導の実施

１）市

要援護者対策班は、避難支援員や関係機関からの問い合わせに対して、受入れ可能な施設に関する情報を提供することにより避難誘導を支援する。

また、自力での避難が困難であり、関係機関からの支援を受けられない状況にある要援護者に関する通報を受けた場合、必要に応じて市の公用車両を活用して避難誘導を実施する。

２）避難支援員

避難誘導を行う避難支援員は、風雨が強くなる以前において、個別支援計画書に基づき要援護者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄りの指定避難所又は、あらかじめ定められた避難所への避難を行う。

また、避難誘導を実施した場合は、市の要援護者対策班に、避難支援員の氏名、要援護者の避難先を連絡するものとする。

３）関係機関

要援護者を支援する関係団体等は、風雨が強くなる以前において、自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して要援護者を避難所などの安全な場所へ移送する。避難誘導を実施する際は、必ず要援護者の特性を理解している者が付き添い、努めて冷静に接して安心させるように行い、市の要援護者対策班に、支援した者の所属と氏名、要援護者の避難先を連絡するものとする。

（３ ）避難誘導における留意事項

避難支援員及び関係機関は、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど自身の安全が確保できない状況においては、専門的な装備や資機材が必要となることから無理な外出は控え、市の要援護者対策班、消防本部、消防団に状況を連絡して応援を要請する。

また、罹災等のショック等による急激な容体の悪化や怪我をした要援護者については、速やかに消防本部への連絡を行い緊急手当て又は入院が可能な医療機関への搬送を行う。

そのほか、医療行為が必要な要援護者についても、かかりつけの医療機関又は医療機関との連携を図る。

3 安否確認

（1） 安否情報の収集体制の整備

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、避難支援員、関係機関は、協力して迅速かつ的確に要援護者の安否確認を行う。

1）市

市は、避難支援員や関係機関による安否情報の集約や照会に一元的に対応するため、要援護者対策班に安否情報窓口を設置する。

2）避難支援員

避難支援員は、常に担当する要援護者の連絡先を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認が実施できる体制を整備する。

3）関係機関

要援護者を支援する関係団体等は、関係する要援護者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内での把握に努める。

① 自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等は、日頃の地域活動を通じて要援護者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否情報窓口への円滑な情報提供ができる体制を整備する。

② 地域包括支援センターは、介護支援専門員（ケアマネジャー）がホームヘルプサービス等の利用者の安否について確認し、地域包括支援センターで情報を集約して市の安否情報窓口に情報を提供できる体制を整備する。

また、介護サービス事業者等とのネットワークを活用した安否確認の体制づくりに努めるものとする。

（2） 安否確認の実施

安否確認は、避難支援員及び関係機関が持つ連絡網等を最大限に活用して可能な限り直接の連絡により迅速に安否の確認を行うものとする。

市は、要援護者リストと関係機関が把握した安否情報や避難所の避難者名簿等とを照らして避難の状況を把握しつつ、要援護者に係る問い合わせ等への対応を行うものとする。

避難支援員又は支援を実施した者は、要援護者を避難所や親族宅等へ移送した場合のほか消息が不明な者について市の安否情報窓口に連絡し、生命、身体に影響するような被害が想定される者があるときは、速やかに消防機関及び警察等との連絡を図り、救出活動のための体制を整える。

第７章 避難所における支援体制

１ 避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えるとともに、避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して住民への周知を図るものとする。

２ 福祉避難所の設置

（１） 福祉避難所の必要性

要援護者は、日常的に介護、支援等が必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要となるケースが少なからず発生することが予想されるとともに、一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障がい者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障がい者等に配慮した構造になっていないほか、常に介助が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。

このことから、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への対応を図るものとする。

市は、要援護者の特性に応じた専用の避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置について、一般の避難所とは別に指定するよう努める。

（２）福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、要援護者等であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の者とする。

また、対象者を介助する家族等も対象者とともに避難することができる。

（３） 福祉避難所となる施設

市は、福祉避難所として市内で利用可能な施設の状況を把握するものとする。利用可能な施設とは、災害危険区域等にない次に掲げる施設とする。

① 特別養護老人ホーム等の入所可能な老人福祉施設

② 一般の避難所で、介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設

（４） 福祉避難所の指定と利用

市は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる市内数か所の施設を福祉避難所として指定することができる。

市は、福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、災害発生時における福祉

避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、受入態勢、(運営スタッフ、備品、備蓄物資など)、業務の範囲、情報伝達体制、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運営を図るものとする。

また、市は、災害時において指定した福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受入れ可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

なお、福祉避難所の利用は、緊急避難的な場所の利用の場合であり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別なサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとする。

3 運営における留意事項

（1） 避難所生活での配慮

1）救援物資の供給に関する配慮

市又は自主的な避難所運営組織は、避難所の運営にあたっては要援護者に配慮する。

2）情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく聴覚障がい者にも配慮して必ず掲示も併用する。また、外国人への配慮として、外国語やイラストも用いて理解しやすい内容で掲示を行うよう努める。

（2） 心身の健康管理

1）医療班による巡回

医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに必要な医療ケアを行うことにより、障がいの重度化や合併症の予防に努める。

また、ライフラインが停止している状況で自宅での生活をおくる被災者に対しても、巡回による医療ケアの実施に努める。

2）こころのケア

災害による大きなショックや強い不安感、又は長期化する避難所生活のなかでのストレスの蓄積による精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちによる話しかけや気軽な手伝いなど、要援護者への理解と交流を行う。

また、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得て「こころのケア」の実施に努める。